

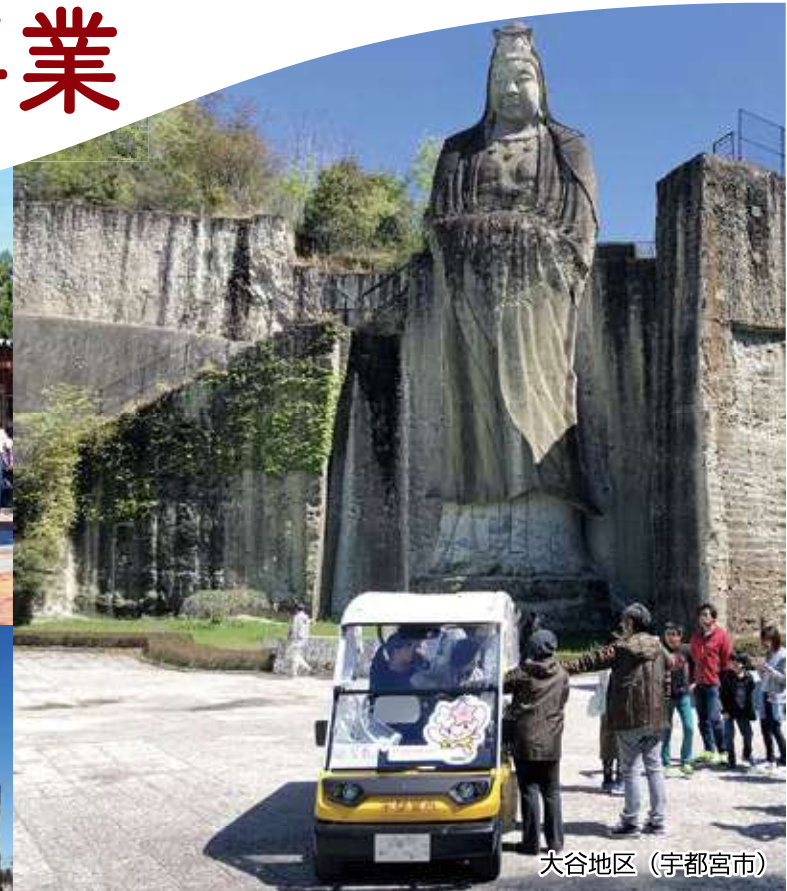
栃木県の 都市再生整備計画に基づく事業



とちぎ蔵の街周辺地区（栃木市）



野木・野渡地区（野木町）



大谷地区（宇都宮市）



黒磯駅周辺地区（那須塩原市）



石橋駅周辺地区（下野市）



益子・田野地区（益子町）



栗宮・緑の健康づくりの森周辺地区（小山市）

都市再生整備計画に基づく事業の概要

(1) 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

(2) 概要

都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金等を交付します。

[1] 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

[2] 交付金等の交付

交付金等を年度ごとに交付。

[3] 事後評価

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価（注2）を実施し、その結果を公表。

（注1） まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数（可能な限り数値化を図る）等

（注2） 数値化された指標の達成状況を評価

(3) 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改進黨業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(4) 交付期間

概ね3～5年

(5) 国費率

都市再生整備計画事業 : 概ね4割（※）

（※）歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては45%に引き上げ）

まちなかウォークアブル推進事業 : 1/2

都市構造再編集中支援事業 : 1/2（都市機能誘導区域内）

45%（都市機能誘導区域外）

制度の変遷

令和2年4月1日現在、都市再生整備計画に係る支援措置は、社会資本整備総合交付金事業である「都市再生整備計画事業」及び「まちなかウォークアブル推進事業」、立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度である「都市構造再編集中支援事業」があります。

都市再生整備計画事業

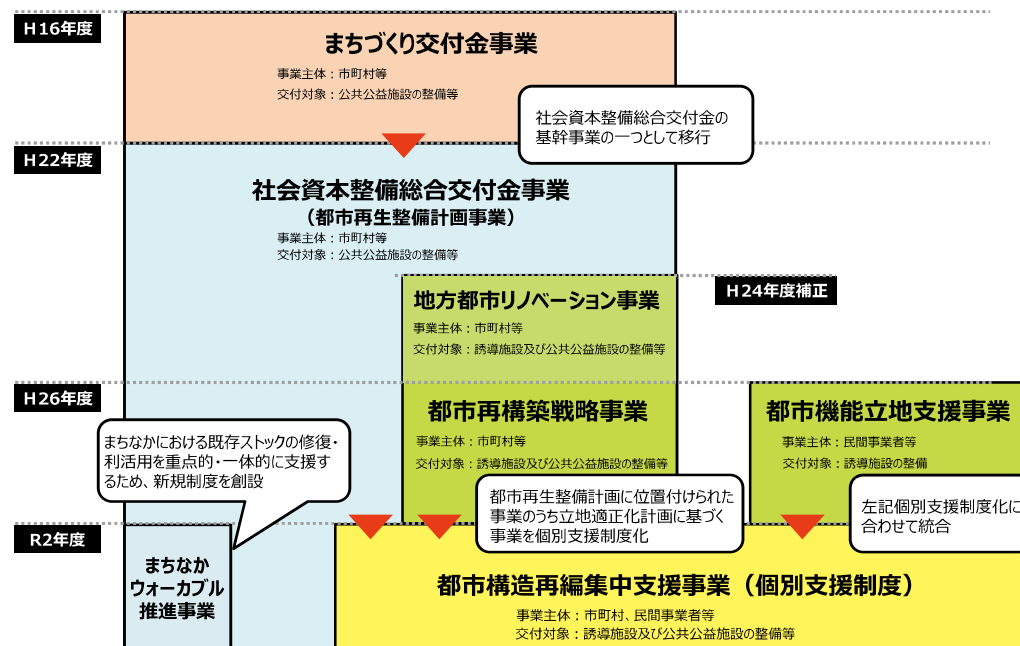
平成16年度に「まちづくり交付金」制度として創設。平成22年度からは、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置付け。

まちなかウォークアブル推進事業

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業として、令和2年度に創設。

都市構造再編集中支援事業

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち、立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度として、令和2年度に創設。



都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の概要

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

事業主体等 市町村、市町村都市再生協議会

国費率：概ね4割（歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表^{※1}しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。

- (1)市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※2}から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域
- (2)市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

ーただし、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村については、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、上記(1)の区域において支援が受けられるものとする。

※1 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

【要件②】

○地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）。

まちなかウォーカブル推進事業の概要 (都市再生整備計画事業の拡充)

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体等 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会
国費率:1/2

【補助金】都道府県、民間事業者等

施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォーカブル区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)

※まちなかウォーカブル区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】

都市再生整備計画事業と同様 (提案事業枠は2割を上限とする)



○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備
例)街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等

○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備
例)沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

○滞在環境の向上

『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設

- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例)社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

○景観の向上

- 景観資源の活用
例)外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等

都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体等 市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内）、45％（都市機能誘導区域外）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

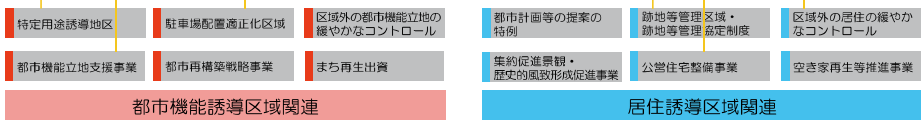
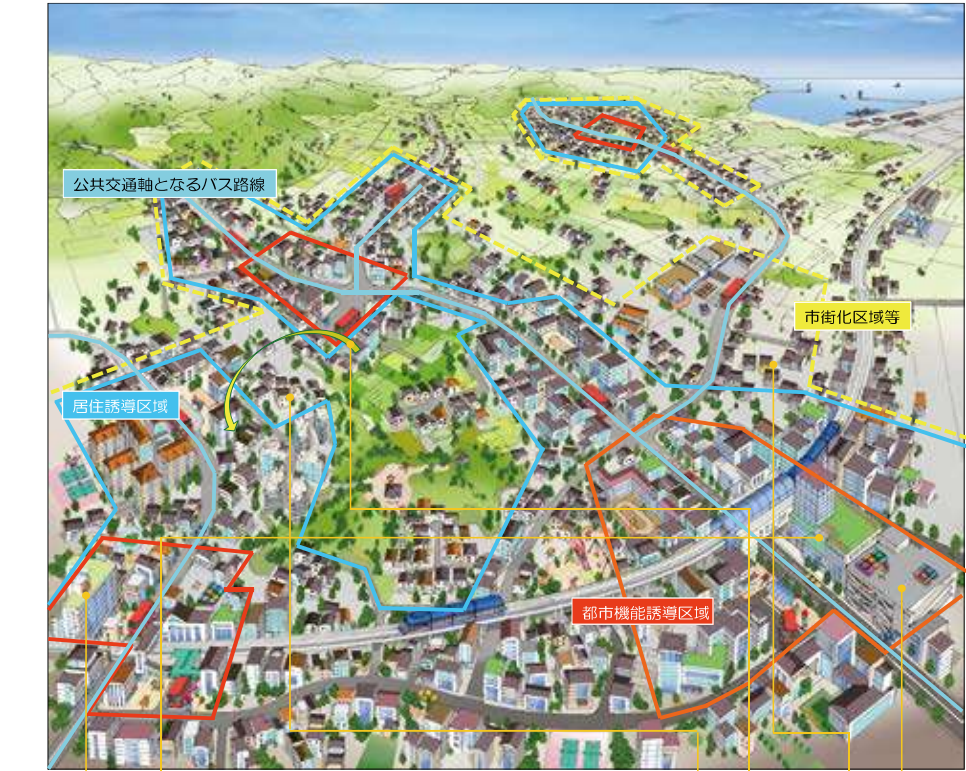
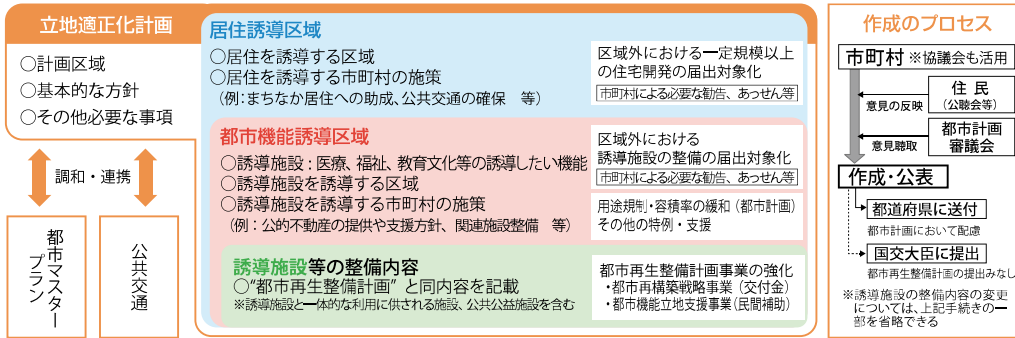
交付対象事業一覧(都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカーブル推進事業)

対象事業	対象施設	都市構造	都市再生	ウォーカーブル	対象事業	対象施設	都市構造	都市再生	ウォーカーブル
1. 事業活用調査		○	○	○	12. 高次都市施設	1 地域交流センター	○	○	
2. まちづくり活動推進事業	提案事業	○	○	○		2 観光交流センター	○	○	
3. 地域創造支援事業		○	○	○		3 まちおこしセンター	○	○	
4. 道路		○	○	○		4 子育て世代活動支援センター	○	○	
5. 公園		○	○	○		5 複合交通センター	○	○	
6. 古都保存・緑地保全等事業		○	○		13. 誘導施設	1 医療施設	○		
7. 河川		○	○			2 社会福祉施設	○		
8. 下水道		○	○			3 教育文化施設	○		
9. 駐車場有効利用システム		○	○	○		4 子育て支援施設	○		
10. 地域生活基盤施設	1 緑地	○	○	○	14. 既存建造物活用事業	1 地域生活基盤施設	○	○	○
	2 広場	○	○	○		2 高質空間形成施設	○	○	○
	3 駐車場(共同駐車場を含む。)	○	○	○		3 高次都市施設	○	○	○
	4 自転車駐車場	○	○	○		4 誘導施設	○	○	○
	5 荷物共同集配施設	○	○	○	15. 土地区画整理事業		○	○	○
	6 公開空地(屋内空間を含む。)	○	○	○	16. 市街地再開発事業		○	○	○
	7 情報板	○	○	○	17. 住宅街区整備事業		○	○	
	8 地域防災施設	○	○	○	18. バリアフリー環境整備促進事業		○	○	○
11. 高質空間形成施設	9 人工地盤等	○	○	○	19. 優良建築物等整備事業		○	○	
	1 緑化施設等	○	○	○	20. 住宅市街地総合整備事業		○	○	
	2 電線類地下埋設施設	○	○	○	21. 街なみ環境整備事業		○	○	○
	3 電柱電線類移設	○	○	○	22. 住宅地区改良事業等		○	○	
	4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)	○	○	○	23. 都心共同住宅供給事業		○	○	
	5 歩行支援施設・障害者誘導施設等	○	○	○	24. 公営住宅等整備		○	○	
	6 情報化基盤施設	○	○	○	25. 都市再生住宅等整備		○	○	
					26. 防災街区整備事業		○	○	
					27. 滞在環境整備事業				○

立地適正化計画について

都市全体の観点から、居住機能や社会福祉・医療・教育文化等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について記載した「立地適正化計画」を作成することができます。

※立地適正化計画は、市町村マスタープランの一部とみなされることから、これと一体となって作成することが可能です。

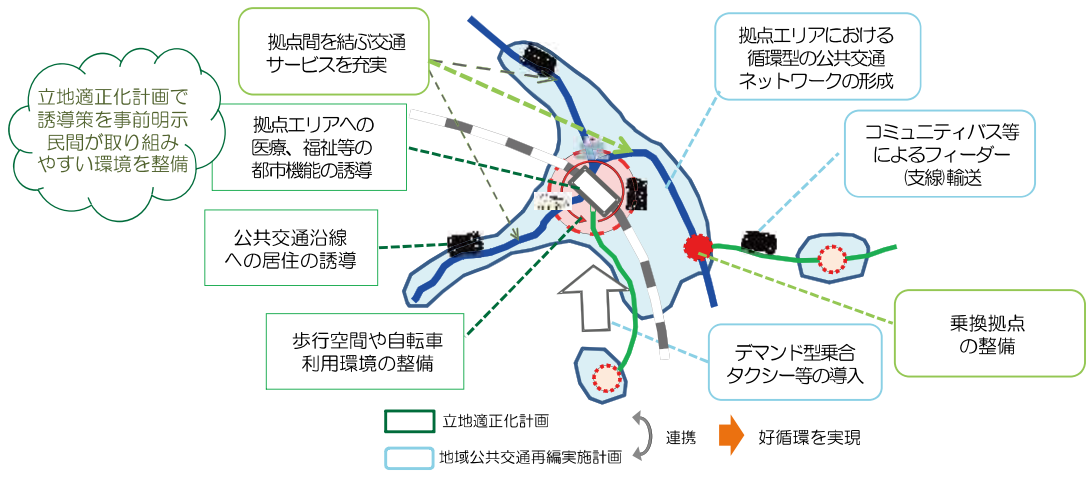
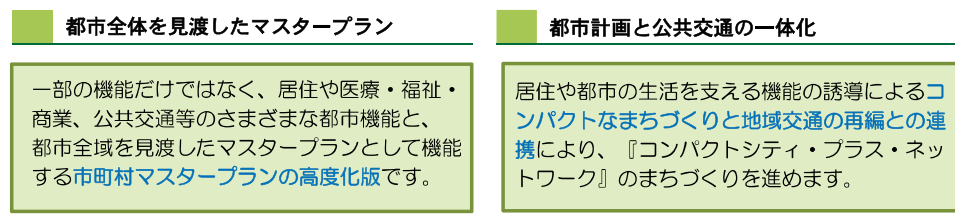


法改正の背景

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

立地適正化計画制度の意義と役割



まちづくりへの公的不動産の活用 | 市街地空洞化防止のための選択肢

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた**公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導**を進めます。

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、**市街地空洞化防止のための新たな選択肢**として活用することが可能です。

立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

国土交通省パンフレットから引用

まちづくりの事例①

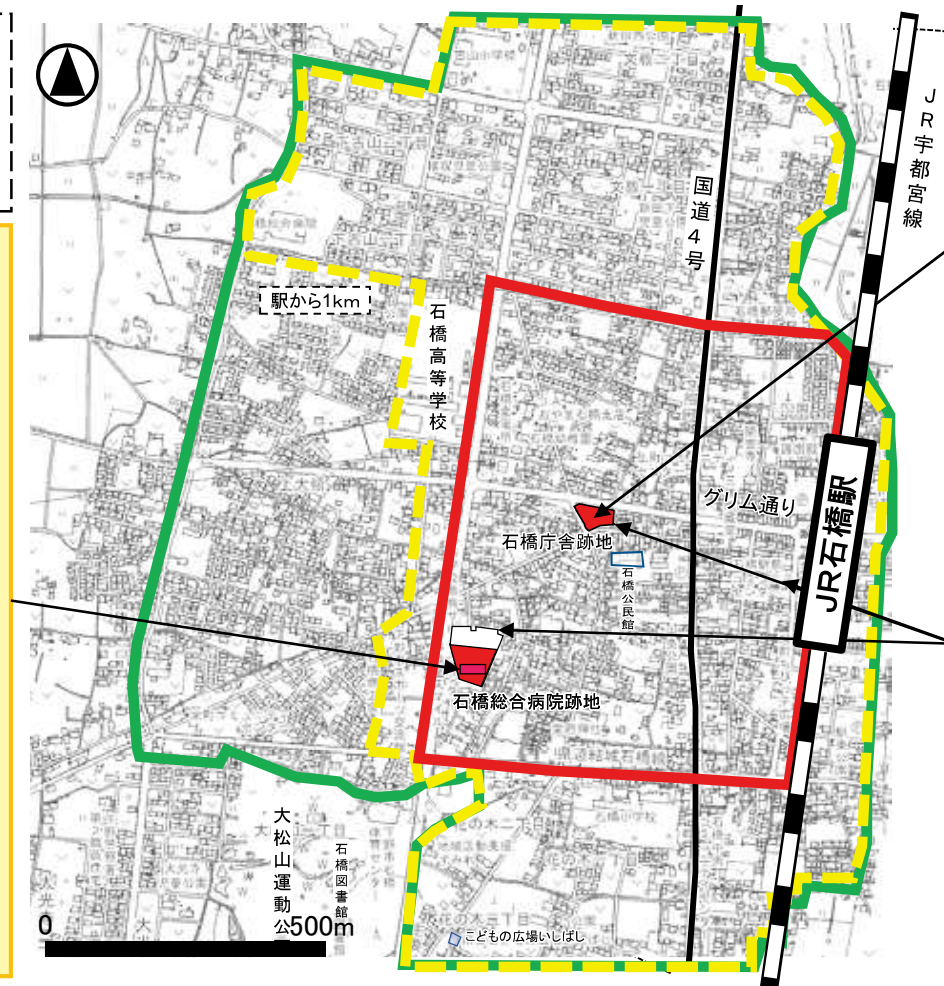
下野市「石橋駅西口地区」都市再生整備計画（都市構造再編集集中支援事業）

- ◆地区概要：石橋駅を中心とした市街地において、地域交流センター・児童館からなる公共複合施設や多目的広場等の整備、公共空間や空き家活用に向けたソフト的取組の実施により、地域住民が快適に安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域資源を活かした地域の賑わい創出を図る。
- ◆計画期間：令和2年度～令和6年度

- 提案事業（地域創造支援事業）
空き店舗等活用事業
- 提案事業（まちづくり活動推進事業）
リノベーションまちづくり事業
- 提案事業（まちづくり活動推進事業）
公共施設等公民連携推進事業

■基幹事業（高次都市施設）
地域交流センター（複合施設）

■基幹事業（誘導施設（社会福祉施設））
児童館（複合施設）



■基幹事業（地域生活基盤施設）
多目的広場



■基幹事業（地域生活基盤施設）
地域案内板設置



凡例	
 	計画区域
 	都市機能誘導区域
 	居住誘導区域

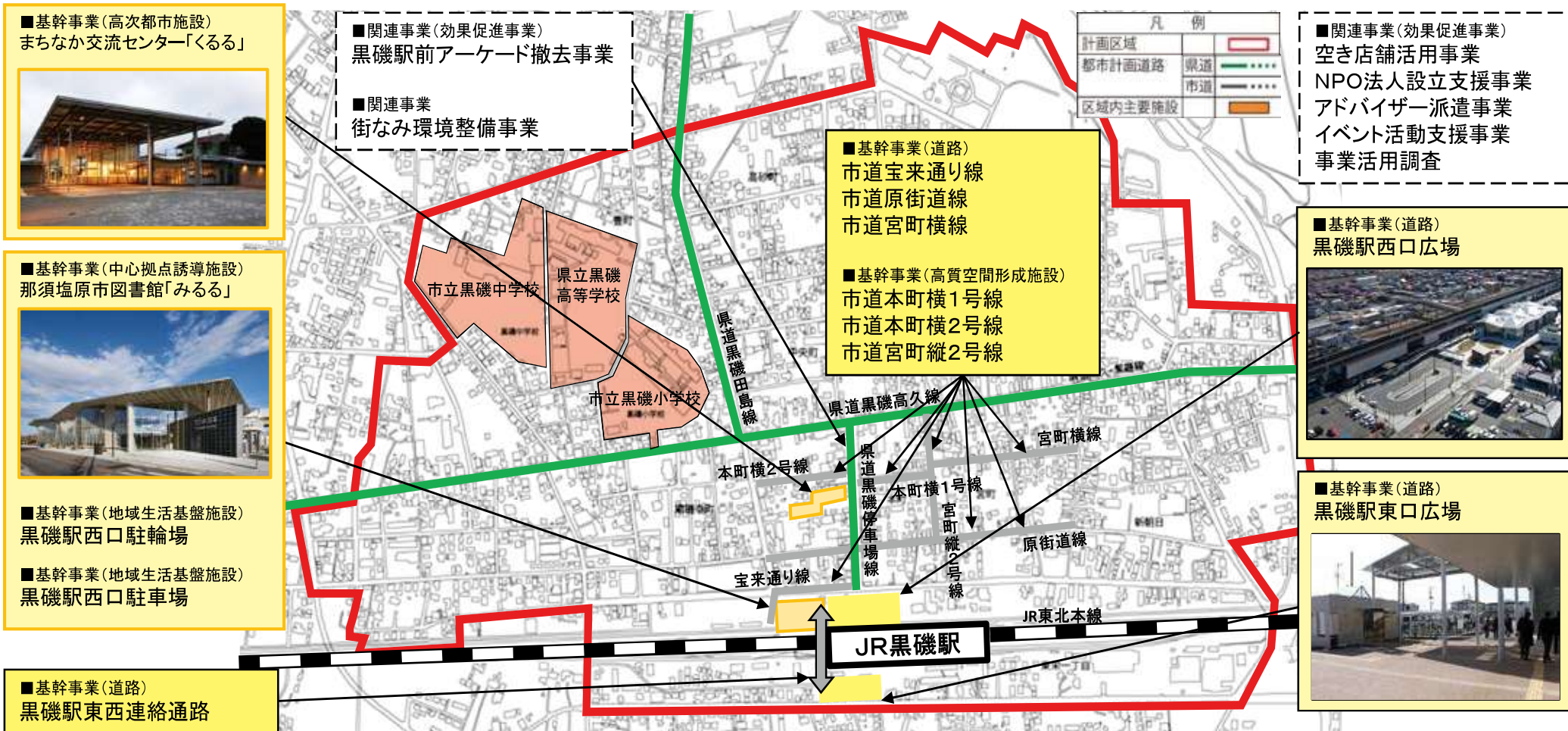
まちづくりの事例②

那須塩原市「黒磯駅周辺地区」都市再生整備計画(都市再構築戦略事業※)

(※)現在は廃止され、都市構造再編集中支援事業に再編

◆地区概要：持続可能でコンパクトな都市構造へ転換させるため、都市機能と交通結節機能の強化を図り、地域資源を生かした街の魅力の再生に取り組み、官民一体となって、都市機能の向上による持続可能な中心市街地くろいその再興を目指す。

◆計画期間：平成26年度～平成30年度



実施箇所一覧

都市再生整備計画事業（まち交）

地方都市リノベーション事業

都市再構築戦略事業

都市機能立地支援事業

都市構造再編集中支援事業

Main data table with columns for City/Town Name, No., Area Name, Plan Objective, City Plan Funding, Urban Regeneration Project, Core Business, and Project Details. Includes rows for various locations like 宇都宮市, 足利市, 栃木市, 佐野市, 鹿沼市, 日光市, 小山市.

：現在実施中の事業



VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

栃木県 県土整備部 都市計画課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-2464 FAX 028-623-2595
URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/>
Email machidukuri@pref.tochigi.lg.jp

令和2(2020)年10月

無断転載を禁ずる。